

PT Bank J Trust Indonesia Tbk 物品・サービス調達方針

事業活動および業務の円滑な遂行のため、PT Bank J Trust Indonesia Tbk（以下「当行」）は、当行のコーポレート・ガバナンス（適切な組織統治）の適用に基づき、必要に応じた物品および/またはサービスの調達支援を必要としています。したがって、すべての調達プロセスにおいて、少なくとも効率性、有効性、透明性、公開性、競争性、公平性、説明責任の原則を遵守し、利益相反を排除し、調達プロセスにおける機能と権限の分離を確保しています。

これは、当行およびステークホルダーが享受する利益を最適化することを目的としています。

当行は、2025年に更新された物品・サービス調達方針および手順を制定・適用しており、これが当行の各部門が行うすべての調達プロセスの主要な基準となっています。本方針の適用範囲は以下の通りです：

- a. 本部および当行ネットワークの全拠点における全部門が実施すべき事項を規定する。
- b. 物品・サービスの調達プロセスは、各部門の経費予算を使用して行われる。
- c. 業務の一部を外部委託することで、当行が主要事業（コアビジネス）に集中できるよう支援し、当行のリソースを中核業務に振り向ける。
- d. 外部委託の範囲は、事業活動における付随業務および事業支援業務への一部業務の委託を含む。

物品やサービスの調達にあたり、関係者は、オペレーショナルリスク、コンプライアンスリスク、法的リスク、レピュテーションリスクなど、当行が直面する潜在的なリスクの増大を軽減するための規定に従わなければなりません。そのため、これら業務の一部の外部委託は、慎重性の原則、適切なガバナンス、十分なリスク管理を適用して行われなければなりません。

物品・サービス調達の基本原則

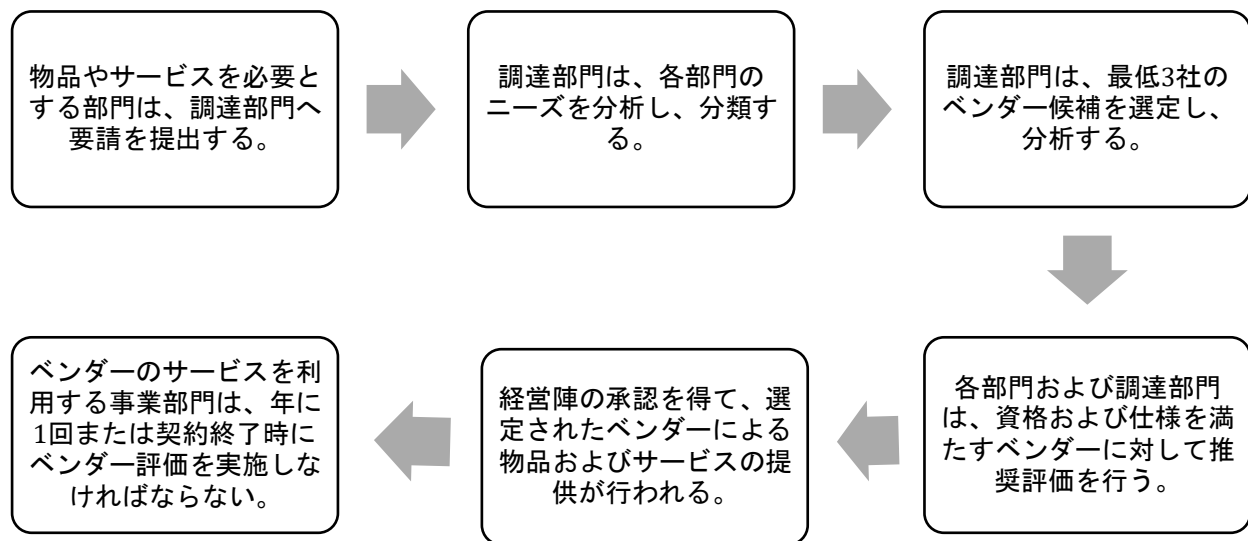
1. **透明性（Transparan）**：すべての規定と情報、技術的および管理的条件、評価手順、評価

結果、およびサービス提供会社（PPJ）候補の決定は公開されます。

2. **説明責任（Akuntabel）**：プロセス、結果、および支払いは説明可能なものでなければなりません。
3. **責任（Responsible）**：物品・サービスの調達プロセスは、慎重性の原則に基づき、適用される規定を遵守して実施されます。
4. **独立性（Independen）**：調達に関する決定は客観的に行われ、いかなる当事者からの圧力や利益相反の影響も受けません。
5. **公平かつ非差別的（Fair dan tidak diskriminatif）**：すべてのサービス提供会社（PPJ）に対して平等な扱いを行い、いかなる方法・理由によっても特定の当事者に利益をもたらすような誘導を行いません。
6. **有効性（Efektif）**：調達活動は、定められたニーズ/計画に沿ったものであり、当行に最適な利益をもたらすものでなければなりません。
7. **効率性（Efisien）**：調達活動は、最高の価格水準で合意された期間内に指定された品質を達成するために実施されます。

物品・サービス調達プロセスとワークフロー

物品・サービスの調達プロセスを行うにあたり、ワークフローは整然かつ透明に行われなければなりません。調達のワークフローは以下の通りです：



ベンダー評価は、ベンダーのパフォーマンス評価結果を把握するため、年に1回または契約終了時に実施されなければなりません。このパフォーマンス評価結果は、当行が次の再入札プロセスに当該ベンダーを参加させるか否かを判断する基準となります。

物品・サービス提供者の要件

ベンダーの選定および物品調達においては、強固な背景と明確な基盤が必要です。物品・サービス提供者の要件は以下の通りです：

1. 法人であり、完全な適法性（法的要件）を備えていること。
2. 企業の所在地が明確であり、その存在が確認でき、十分な従業員を擁していること。
3. 企業の財務諸表 / 財務ハイライトを提示できること。
4. ウェブ検索やベンチマーキングによる調査の結果、良好な評判を得ていること。進行中の法的案件がなく、刑事・民事の処罰を受けたことがないこと。
5. 当該ベンダー（提携先）の役員、または当該人物/法人が、物品・サービス調達プロセスに関連する部門に関与する従業員、執行役員、または当行の役員と家族関係にある場

合、そのベンダーを選定することは認められない。

6. 当該ベンダー（提携先）の設立から最低2年が経過していること。

物品・サービスの支払いのため、PT Bank J Trust Indonesia Tbk（Jトラスト銀行）に口座を開設する意思があること。もし口座開設の意思がない場合は、その拒否理由を明記しなければならない。

物品・サービスの調達方法

物品・サービスの調達は、直接指名方式または間接指名方式により行われます。具体的には以下の通りです：

- a. **直接指名方式（一括買取）**：定常的および非定常的な物品・サービスの調達に適用されます。このカテゴリーに含まれるベンダーは、一定期間の価格表を当行に提出しており、当行は最低3社のベンダーリストを保有し、それに基づいて当行にとって最適な価格表を提示したベンダーを指名します。
- b. **間接指名方式 / 選考 / 入札**：この方式は、物品・サービス提供者（ベンダー/提携先）からの少なくとも3つの見積りに対する選考プロセスおよび交渉を通じて実施されます。明確化および交渉を必ず行わなければなりません。

利益相反の可能性

潜在的な利益相反を回避するため、ベンダー/提携先および当行関係者（監査役、独立委員、取締役、および従業員）が遵守すべき事項は以下の通りです：

- 1. ベンダー/提携先は、当行の従業員との家族関係、提携関係、または親しい関係など、利益相反を引き起こす可能性のある情報について、宣誓書（Surat Pernyataan）に明記しなければならない。
- 2. 当行関係者（監査役、独立委員、取締役、および従業員）は以下の禁止事項を遵守しなければならない：

- a. 当行関係者およびその家族は、当行の顧客/ベンダーに対し個人的に資金の貸し借りを行ってはならない。
 - b. 当行関係者およびその家族は、第三者から提供される贈り物や接待を受け取ることが禁じられる。
 - c. 当行関係者およびその家族は、個人的な利益のために物品・サービスの調達に参与することを禁じられる。
3. ベンダー/提携先は、クリーンで透明性のある物品/サービス調達を実現するため、内部告発制度（内部通報制度）を通じて、調達プロセスにおける違反や不正の兆候を報告することができます。この制度は通報者の身元の機密性を保証します。